



2022年9月16日

各 位

会 社 名 株式会社 J F L A ホールディングス  
 代表者名 代表取締役社長 檜垣 周作  
 (コード番号：3069 STANDARD)  
 問合せ先 法務総務部長 尾崎 富彦  
 (TEL. 03 - 6311 - 8892)

**第三者割当による自己新株予約権（第9回新株予約権、行使価額修正条項付）の処分及び無担保社債（私募債）の発行に関するお知らせ**

当社は、2022年9月16日付の取締役会において、下記のとおり、2021年10月29日に発行し、2022年7月13日に当社が取得しておりました第9回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の処分及び第8回無担保社債（私募債。以下「本社債」といいます。）の発行を決議しましたので、お知らせいたします。なお、本新株予約権の内容及び発行時の詳細につきましては、下記「1-2. 本新株予約権の発行及び取得の状況」のほか、当社が2021年10月13日に公表しました「第三者割当による第9回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」を、本新株予約権の取得につきましては、当社が2022年6月28日に公表しました「第三者割当による第9回新株予約権（行使価額修正条項付）の取得に関するお知らせ」及び同年7月13日に公表しました「第三者割当による第9回新株予約権（行使価額修正条項付）の取得完了に関するお知らせ」をご参照ください。

また、この度の本新株予約権の処分に併せて、上記取締役会決議において、本新株予約権の取得時の取得対価の変更及び行使価額の調整に係る変更を行っております。詳細につきましては別紙1-1及び1-2の本新株予約権の発行要項をご参照ください。

マコーリー・バンク・リミテッドは、別添のとおり本新株予約権を取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

本資料は、当社による有価証券上場規程に基づく開示であるとともに、マコーリー・バンク・リミテッド（新株予約権取得者）が当社（本買集め行為の対象会社）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて行う公表を兼ねております。

記

1-1. 処分の概要

(1) 処分日	2022年9月16日 なお、処分価額の払込は、本新株予約権のマコーリーへの移管完了後に最終的に確定する予定であり、現時点では2022年9月22日を予定しております。
(2) 処分新株予約権数	48,075 個
(3) 処分価額	総額 13,364,850 円 (1 個当たり 278) 円
(4) 当該処分による	4,807,500 株 (本新株予約権 1 個につき 100 株)

潜在株式数	<p>本新株予約権については、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。</p> <p>本新株予約権に係る下限行使価額は194円(下限行使価額は、本新株予約権の発行決議日 2021年10月13日)の直前取引日の取引所における当社普通株式の終値の50%に相当する金額(以下同様に算出。(7)に記載。)ですが、下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数は4,807,500株です。</p>
(5) 調達資金の額	1,502,112,350円(注)
(6) 直近の行使価格	1株あたり313円(注)
(7) 行使価額の修正条件	<p>本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」といいます。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」といいます。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。</p>
(8) 処分方法	マッコーリー・バンク・リミテッドに処分いたします。
(9) 処分予定先	マッコーリー・バンク・リミテッド(以下「マッコーリー」または「処分予定先」といいます。)
(10) 権利行使期間	2021年11月1日～2023年10月31日
(11) その他	<p>当社は、処分予定先との間で、本新株予約権に関する第三者処分契約(以下「本第三者処分契約」という。)を締結する予定です。本第三者処分契約において、以下の内容が定められる予定です。詳細は、下記「2. 処分の目的及び理由(2) 資金調達方法の概要及び選択理由 ①資金調達方法の概要(本スキームの商品性)」に記載しております。</p> <p>・処分予定先による本新株予約権の取得に係る請求</p> <p>また、処分予定先は、本第三者処分契約の規定により、本新株予約権を第三者に処分する場合には、当社取締役会の承認を要します。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の処分に際して払い込まれる金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の処分に係る諸費用の概算額(16,000,000円)を差し引いた金額です。

なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(直前取引日の当社株式の終値の90%相当額である、313円)で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

が変動する結果、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

この度の本新株予約権の処分に関連して、本新株予約権の権利行使期間満了日までに本新株予約権の全量の行使が完了せず、当社が本新株予約権の行使により調達を予定する差引手取概算額合計約 1,502 百万円に不足が生じた場合には、当該不足額及びその時点での当社の事業計画や資金需要を踏まえた資金調達規模にて、当社は、新たに行使価額修正条項付又は行使価額修正条項への選択権がついた新株予約権を発行することを検討する可能性があります。現時点で確定したものではありませんが、当社が、このような新規の新株予約権の発行を決議した場合には、適時適切に開示いたします。

#### 1-2. 本新株予約権の発行及び取得の状況

(1) 割当日	2021年10月29日
(2) 発行新株予約権数	83,000個
(3) 発行価額	総額 36,603,000円
(4) 当該発行による潜在株式数	8,300,000株（本新株予約権1個につき100株） 本新株予約権については、下記「(5) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。 本新株予約権に係る下限行使価額は194円ですが、下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数は8,300,000株です。
(5) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 387円 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(6) 割当先	株式会社SBI証券
(7) 権利行使期間	2021年11月1日～2023年10月31日
(8) 取得日	2022年7月13日
(9) 取得する新株予約権の数	48,075個

(10) 新株予約権の取得価格	21,201千円
(11) 現時点における調達した資金の額	1,020百万円（差引手取金概算額：1,004百万円）

### 1-3. 本社債の概要

(1)	名称	株式会社 JFLA ホールディングス第8回無担保社債
(2)	社債の総額	120,000,000 円
(3)	各社債の金額	2,500,000 円
(4)	払込期日	2022年9月22日(予定) 本社債の払込期日(本社債発行日)は、本新株予約権のマッコーリーへの移管完了後に最終的に確定する予定です。 但し、本社債者による本社債の買取には、①本社債発行日の直前3取引日間の各日の当社普通株式の東京証券取引所での普通取引の日次出来高加重平均価格(VWAP)が、いずれも225円を下回っていないこと、②本社債発行日の直前3連続取引日の東京証券取引所における本株式の普通取引の平均日次売買代金が7,500,000円を超えていること等の一定の前提条件を充足する必要があります。
(5)	償還期日	2023年9月21日(予定) 償還期日は、払込期日の1年後の応当日に設定される予定です。
(6)	利率	年率1.0%
(7)	発行価格	額面100円につき金100円
(8)	償還価格	額面100円につき金100円
(9)	償還方法	① 満期一括償還 ② 本社債権者は、当社に対する5営業日前までの通知をもって、全部又は一部の当社債を額面100円につき金100円で期限前に償還することができるとされております。社債発行日より6ヶ月間は、償還金額の累計額が本新株予約権の行使により本社債権者が本社債発行日以降に払い込んだ金額の累計額を超えない範囲で、本社債の全部又は一部の期限前償還を求めるとされることが予定されています。その結果、本新株予約権の行使による払込金額は、本社債の未償還額が残存する限り、優先的に本社債の償還に用いられる見込みです。 ③ 本社債発行日より6ヶ月を経過後は、本社債権者は、償還金額の上限なく、本社債の全部又は一部の期限前償還を求めるとされることが予定されています。 ④ 当社は、本社債権者に対する遅くとも20営業日前までの通知をすることで、いつでも、額面100円につき金100円で本社債の全部又は一部を期

		限前に償還することを本社債権者に対して請求することができる予定です。
(10)	総額引受人	マッコーリー・バンク・リミテッド

※本資金調達の特徴

本資金調達は、当社が処分予定先に対し本新株予約権を割り当て、処分予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。本新株予約権の発行と同時に、処分予定先であるマッコーリーに対して本社債を発行することができ、本新株予約権の行使を待たずに当社が一定の資金を調達し、本新株予約権の行使による払込代金により資本拡充及び社債の償還を行います。

当社は、本新株予約権の処分と同時に処分予定先であるマッコーリーに対して、上記「1-3. 本社債の概要、(4) 払込期日」記載の一定の前提条件の充足を条件として、以下の「本社債の概要」記載の内容にて発行価額総額 120,000,000 円の本社債を発行することを予定しております。当社と本社債の社債権者であるマッコーリー（以下「本社債権者」といいます。）の間で締結される予定の社債買取契約（以下「本社債買取契約」といいます。）において、本社債権者は、本社債発行日より6ヶ月間は、当社に対して5営業日前までに通知することにより、当該暦月に本社債権者が本新株予約権を行使することにより払い込んだ合計金額までの範囲内で、各週の最終営業日に本社債の元本の全部又は一部の期限前償還を求めることができるとされております。

また、本社債買取契約において、当社は、本社債が全て償還されたこと等、一定の条件を満たした場合には、本社債権者に対して2回号を上限として各回号の上限発行額を100,000,000円、利率（年率）1.0%、償還期限を当社が特定する日（但し、別途合意がない限り、当該償還期限は第1回目の追加社債につき2023年10月16日、第2回目の追加社債につき2023年10月31日とする。）とする1回又は複数回号（但し、合計2回号を上限とする。）の新規の無担保社債（以下「追加社債」という。）を発行して、本社債権者に買い取らせることができます。この場合、各回号の追加社債について、本契約と実質的に同一の書式による社債買取契約書を締結し、本社債権者が買い取る本社債と追加社債の合計額は320,000,000円を超えないものとしております。追加社債の発行条件は概ね本社債と同一となる予定です。追加社債が発行された場合、追加社債の発行による調達資金は本新株予約権の資金使途に充当され、本新株予約権の行使による払込金額は、追加社債の未償還額が残存する限り、概ね追加社債の償還に用いられる見込みです。かかる追加社債の発行オプションによって、本社債の償還後においても、残存する本新株予約権の行使を待たずに一定の金額を速やかに調達することが可能となります。

本新株予約権の行使による払込金額は、本社債及び追加社債の未償還額が残存する限り、概ね当該社債の償還に用いられる見込みです。本新株予約権は、将来の当社普通株式の株価の動向次第では行使がされない場合もあり、その場合は本新株予約権の行使による資金調達ができなくなる、又は当初の想定調達額を下回る可能性があります。しかしながら、本社債及び追加社債の発行により、本新株予約権の行使を待たずに一定の金額の資金調達が本社債及び追加社債の発行時に可能となり、当社の手元資金の流動性の維持も可能となることから、本新株予約権の処分とともに、本社債を同時に発行し、追加社債についても合意することといたしました。

## 2. 処分の目的及び理由

### (1) 資金調達のための主な目的

当社は食品から酒類・飲料まで多岐にわたる商品の生産・流通・販売を行う総合食品企業グループです。具体的には生産事業は、主に乳製品の製造販売事業、調味料酒類の製造販売事業で構成されております。流通事業は、主に輸入食品類酒類商社事業や業務用総合食品卸事業で構成されております。また、販売事業は、ベーグル、メキシカンファストフード、ベーカリー、ショコラショップの運営など合計 464 店舗の直営店舗及びフランチャイズ店舗を展開しております。当社グループは多様化するお客様のニーズに応えるべく「食を通じた新しい価値の創造と提供」をミッションに、付加価値のある商品を生産から流通そして販売に至るまでワンストップでサービスを提供する事業モデルを強みとしております。具体的には、乳製品や調味料、酒類などの発酵食品や海外の高級食品類酒類の他、ベーグルや和洋菓子等、幅広い取扱商品を当社グループの流通網などにより、デリバリー・テイクアウト・オンラインショップ等の様々な販売手法を通して全国のお客様へ販売をしております。また、2021 年 1 月には、トップアスリートを中心に身体機能や身体能力を高めることを目的に設立されたドームアスリート事業を承継した上で「ウェルエイジング事業」を開始いたしました。当該事業で得たノウハウやデータを今後高い成長が見込まれる健康増進分野や介護分野などの商品開発や既存商品の付加価値向上に生かし多様化するお客様のニーズに応じてまいります。

当社グループは 1995 年に外食事業を主たる事業として創業し、その後 2013 年より食品の生産事業及び流通事業に進出し「食のバリューチェーン」を構成する総合食品会社への展開を進めてきました。更に 2018 年に生産・流通事業がメインのジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社との経営統合を契機に、グループの事業ポートフォリオ戦略として経営資源を生産事業へ傾注していく方針を決定し進めております。その結果、生産事業は 2022 年 3 月期の通期連結売上高（70,374 百万円）の約 56%（39,723 百万円）、を計上しております。また、販売事業や流通事業が新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、販売事業のセグメント損失は 28 百万円（2022 年 3 月期通期）、流通事業のセグメント損失は 156 百万円（2022 年 3 月期通期）、と損失を余儀なくされた一方で、生産事業のセグメント利益は 635 百万円（2022 年 3 月期通期）と安定的な収益構造が確立されてきております。

当社は 2021 年 11 月に公表した中期経営計画及び 2022 年 5 月に公表した経営改善計画に基づき、①新型コロナウイルス感染症の影響が今後も継続する場合においても安定的な事業運営が可能な現預金の確保及び自己資本の改善、②生産事業において今後成長が見込める利益率の高い商品群の開発や製造に係る設備投資、③ウェルエイジング事業の強化を今後の当社グループの成長戦略とする 3 点を中心に検討を進めております。2022 年 3 月期において現預金は 4,869 百万円有しているものの、有利子負債が 23,431 百万円であり、依然高水準であること、2021 年 11 月公表の中期経営計画における自己資本比率 30%、DE レシオ 1.5 倍の目標設定に対して、2022 年 3 月期においては、自己資本比率 14.4%、DE レシオ 3.7 倍となり乖離が生じていること、また、不安定な国際情勢に伴う原油価格、原材料価格の高騰や急激な円安進行だけでなく、新型コロナウイルス感染症の第 7 波の影響も懸念されるため、事業をより安定的に運営していくためには固定費の削減の上、可能な限り現預金（運転資金）に厚みを持たせることなど、今後将来にわたりグループが持続的な成長を遂げるためには、自己資本比率の改善や有利子負債の削減を含む資本政策が重

要な経営課題と考えております。本件新株予約権の行使の方針等について、より効果的かつ機動的に資金調達を行うことが重要であり、その折に、複数の金融機関に資金調達方法について相談し、当資本政策にあたり資本性調達手段について検討した結果（検討内容については以下、（２）資金調達方法の概要及び選択理由参照）、今回の行使による希薄化が低く抑えられており、処分の目的・理由、調達金額、資金使途、希薄化率、処分先の選定を含めた処分条件等が合理的であることから、処分予定先へ処分することが既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす有効なファイナンス手法であり、さらには本社債の発行により、本新株予約権の行使を待たずに当社が一定の資金を調達し、本新株予約権の行使による払込代金から本社債の償還を行う仕組み（以下「本資金調達」といいます。）が最も適しているという結論に至りました。マッコーリーを処分先として選定した理由としましては、処分先であるマッコーリーが適格機関投資家であり、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できる処分先であること等を総合的に勘案し、決定いたしました。

## （２）資金調達方法の概要及び選択理由

### ①資金調達方法の概要

当社は、資金調達に際し、複数の証券会社から資本性調達手段について相談し、前回同様、直接金融で調達できる方法も検討してまいりました。このため、下記「(他の資金調達方法との比較)」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また下記「(本スキームのメリット)」及び「(本スキームのデメリット)」を総合的に勘案した結果、当社が2022年7月13日に取得しておりました本新株予約権を処分予定先に処分し、なおかつ本社債を発行する資金調達方法（以下「本スキーム」という。）が、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たし、かつ、当社の企業価値向上に資するものとして、現時点における最良の選択であると判断いたしました。

今回の資金調達は、本社債を発行することにより、本新株予約権の行使を待たずに当社が一定の資金を調達することができ、当社が処分予定先に対し本新株予約権を割り当て、処分予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。上記「(２)資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のとおり、本新株予約権の発行と同時に、処分予定先であるマッコーリーに対して本社債を発行することで、本新株予約権の行使を待たずに当社が一定の資金を調達し、本新株予約権の行使による払込代金により資本拡充及び社債の償還を行います。

当社は、現状の株式市場の状況及び資金使途に鑑み、当初時点の資金調達と当社の裁量権の確保の両立を重視しており、無金利の社債による一定の資金の確保と本新株予約権を組み合わせた本資金調達が当社に適した調達手法であると考え、本資金調達を実施することを決定いたしました。

なお、処分される本新株予約権（行使価額修正条項付）の特徴については、以下のとおりです。これらの点を勘案し、上記のとおり本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。

### （本スキームの商品性）

#### ア 本スキームの特徴

#### <行使価額の修正条項>

本スキームにおいて発行される本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の通知日に、当該通知日の直前取引日の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合に、当該価額に修正され、その後、時価に応じて行使価額が上方にも下方にも修正されることとなりますが、これは、本新株予約権の行使の蓋然性を高め（株価が当初行使価額を下回って推移する状況にあっても、新株予約権の行使通知に際して行使価額が株価を下回る金額に修正されるため、新株予約権者による新株予約権の行使が期待できます。）、当社の緊急又は機動的な資金需要への柔軟な対応を可能にするとともに、株価が当初行使価額を超えて上昇する場合には、調達資金の増大が可能となることを企図したものです（新株予約権の行使通知に際して行使価額が株価に応じて当初行使価額を上回る金額にも修正されることから、調達資金の増大が期待できます。）。また、本新株予約権の下限行使価額は、当社取締役会が本新株予約権の発行を決議した日（2021年10月13日。以下「発行決議日」といいます。）の直前取引日の終値の50%に相当する194円であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。

#### <下限行使価額の水準>

本新株予約権の下限行使価額は、194円であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。

#### イ 本新株予約権の取得に係る請求

本第三者処分契約には、マッコーリーは、一定の条件を満たした場合、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部を買い取ることを請求することができる旨が定められる予定です。一定の条件とは、以下の事由のいずれかが存在する場合をいいます。

(i) いずれかの取引日において、その直前20連続取引日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の出来高加重平均価格が、2022年9月15日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%（174円）（但し、本新株予約権の発行要項第11項及び第11項の2により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとする。）を下回った場合

(ii) いずれかの取引日において、その直前20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買代金が、2022年9月15日（なお、同日を含みます。）に先立つ20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買代金の50%（5,138,260円）を下回った場合

(iii) 東京証券取引所における当社普通株式の取引が5連続取引日以上期間にわたって停止された場合

(iv) 当社が吸収分割又は新設分割（当社が分割会社となる場合に限る。）につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、又は



(v) 本新株予約権の行使期間満了の1カ月前の日が到来した場合

マコーリーにより買取請求がなされた場合、当社は、当該買取請求に係る書面が到達した日から起算して15取引日目の日（但し、本新株予約権の行使期間の満了日が先に到来する場合は、当該満了日）において、本新株予約権に係る発行価額と同額の金銭と引換えに、当該買取請求に係る新株予約権の全部を買います。マコーリーが当社に対して本新株予約権の買取請求を行った場合には、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要となることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

ウ 当社による本新株予約権の取得

当社は、会社法上の規定に従い、当社取締役会の決議により、残存する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権1個当たりの処分価額にて、取得することができるものとされているため、資本政策の柔軟性を確保できます。これにより、将来的に当社の資金調達ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化を防止できる他、資本政策の柔軟性が確保できます。

また、当社は、組織再編行為につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり処分価額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。さらに、当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり処分価額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。加えて、当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、本新株予約権1個当たり処分価額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。

エ 本新株予約権の譲渡制限

本第三者処分契約に基づいて、処分予定先による本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となります。

オ 不行使期間

本新株予約権について、本第三者処分契約において、当社は、本新株予約権の行使期間中、処分予定先が本新株予約権を行使することができない期間（以下「不行使期間」といいます。）を何回でも定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は処分予定先に対し、当該期間の初日から遡って3取引日前までに書面により不行使期間を通知することにより、不行使期間を設定することができます。また、各不行使期間の間は少なくとも5取引日空けることとします。なお、当社が処分予定先に通知を行った場合には、適時適切に開示いたします。これにより、継続的な当社の株価の上昇が見込まれ

る場合において当社が不行使期間を設定することや当社の判断で株価への影響を抑えることが可能となります。但し、不行使期間は、本社債が残存している期間、または本新株予約権の発行要項第14項第1号、同項第3号又は同項第4号に基づく通知がなされた後取得日までの期間は設定することはできず、かつ、かかる通知の時点で指定されていた不行使期間は、かかる通知がなされた時点で早期に終了します。なお、当社は、処分予定先に対して通知することにより、不行使期間を短縮することができます。当社が処分予定先に対して不行使期間を短縮する通知を行った場合には、適時適切に開示いたします。

#### カ 本社債の特徴

本資金調達、本新株予約権の行使を待たずに当社が一定の資金を調達し、本新株予約権の行使による払込金により資本拡充及び社債の償還を行うことができます。

(本スキームのメリット)

##### ア 過度な希薄化の抑制が可能なこと

本新株予約権の目的である当社普通株式数は4,807,500株で固定されており、最大交付株式数が限定されております(但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります)。そのため、本新株予約権の行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える発行済株式総数の増加が生じるおそれはありません。

##### イ 株価への影響の軽減を図っていること

本新株予約権の行使価額は各修正日の直前取引日の終値を基準として修正される仕組みとなっており、上方修正も予定されていること、また、下記「6. 処分予定先の選定理由等(3) 処分予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載のとおり、処分予定先と締結する本第三者処分契約において行使数量制限が定められており、複数回による行使と行使価額の分散が期待されることから、株価への影響の軽減が図られると考えております。

##### ウ 資金調達及び資本政策の柔軟性が確保されていること

本新株予約権の行使価額については、各修正日以降、行使価額が当社株価より低い価額に修正されることとなります。本新株予約権の行使価額が当社の株価を基準として修正されることにより、当社は、株価下落時における本新株予約権の行使の蓋然性を高め、または株価上昇時における調達資金の最大化を図ることで、資金調達の柔軟性に配慮しております。

また、当社は、資本政策の変更が必要となった場合、上記「(本スキームの商品性)ウ 当社による新株予約権の取得」に記載のとおり、当社取締役会の決議により、残存する本新株予約権の全部又は一部をいつでも、それぞれの払込金額にて取得することができ、希薄化の防止や資本政策の柔軟性を確保できます。

##### エ 当初における一定の資金の調達

本社債の発行により、本社債の発行時に一定の資金を調達することが可能となっております。

オ 株価上昇時の調達資金増額余地の確保

本新株予約権は、株価に連動して行使価額が修正され、また、行使価額の上限が設定されていないため、株価上昇時には当社の資金調達額が増加する可能性があります。

カ その他

下記「6. 処分予定先の選定理由等 (3) 処分予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載のとおり、処分予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、当社の経営に関与する意図を有しておりません。

(本スキームのデメリット)

ア 本新株予約権の下限行使価額は、発行決議日の直前取引日の終値の50%に相当する194円（但し、本新株予約権の下限行使価額については本新株予約権の発行要項第11項及び第11項の2の規定を準用して調整されるものとします。）に設定されており、株価水準によっては資金調達ができない可能性があります。

イ 本新株予約権の行使価額は下方にも修正され得るため、調達額が当初予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

ウ 処分予定先は、下記「6. 処分予定先の選定理由等 (3) 処分予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載のとおり、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思は有しておらず、取得する当社普通株式を売却することを前提としており、処分予定先による当社普通株式の市場売却により当社株価が下落する可能性があります。

エ 当社の株式の流動性が減少した場合には、資金調達完了までに時間がかかる可能性があります。

オ 上記「(本スキームの商品性)、イ 本新株予約権の取得に係る請求」に記載の取得に係る請求を処分予定先から受けた場合は、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要となることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

(他の資金調達方法との比較)

今回の資金調達につきましては、当社が保有する本新株予約権の処分と本社債の発行を組み合わせることとしておりますが、他の資金調達方法との比較としては以下の点を考慮いたしました。

ア 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

イ 第三者処分型転換社債型新株予約権付社債（以下「CB」という。）は、様々な商品設計が考えられますが、一般的には処分先が転換権を有しているため、当社のコントロールが及びません。また、株価に連動して転換価額が修正されるCB（いわゆる「MSCB」）では、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、希薄化が確定しないために株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

ウ 第三者割当による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。これと比較して、新株予約権の場合には、権利行使のタイミングを分散させることができ、希薄化を分散させることが可能です。

エ 第三者割当型新株予約権（固定型）は権利行使価額が固定であるため、株価が権利行使価額を上回らない限り、権利行使が進捗せず資金調達目的が達成できないことが懸念され、資金調達の蓋然性を確保することが困難です。他方で、資金調達の蓋然性を重視して固定の権利行使価額を低い金額に設定することは、発行条件の合理性が問題となります。また、権利行使価額が固定の新株予約権では、株価上昇時には当社はその株価上昇メリットを享受できないことが考えられます。

オ 借入による資金調達は既に実施しており、今後の資金調達を借入による方法で継続することは利払い負担や返済負担が生じるとともに、当社の財務健全性の低下が見込まれます。また、自己資本比率の改善や有利子負債の削減という会社の目標とも合致しません。

カ 株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考え、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

### 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）（今回の処分個数かつ前回と同条件で概算）

① 本新株予約権に係る調達資金	1,518,112,350円
本新株予約権処分による払込金額の総額	13,364,850円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,504,747,500円
② 発行諸費用の概算額	16,000,000円
③ 差引手取概算額	1,502,112,350円

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の処分に際して払込金額の総額（13,364,850円）に本新株予

約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（1,504,747,500円）を合算した金額であります。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の発行要項により修正された直近の行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が変動する結果、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、登記費用、信託銀行費用等の合計額であります。

## （2）調達する資金の具体的な用途

本新株予約権によるこれまでの調達金額と具体的な用途

本新株予約権の発行及びこれまでの本新株予約権の行使によって調達した差引手取概算額は合計 1,020 百万円となり、具体的には次の用途に充当しております。

具体的な用途	当初充当予定金額（百万円）	充当状況（百万円）	充当時期
①生産事業設備投資等	2,000	800	2021年11月 ～2022年8月
②運転資金（仕入代金）	632	100	2021年11月 ～2022年8月
③販売事業開発資金	500	90	2021年11月 ～2022年8月
④新規事業投資	100	14	2021年11月 ～2022年8月

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当いたしました。詳細は以下の通りであります。

### ① 生産事業設備投資等

九州乳業株式会社は大分県に本社を置く乳製品メーカーです。ヨーグルトやノンデイリーなど今後成長が見込まれる利益率の高いライン増設を主な目的とした設備投資（500百万円）を実施いたしました。

盛田株式会社は1665年創業の家庭用及び業務用のNB/PBしょうゆ・つゆたれ・みりんなどの調味料や清酒メーカーであり、栃木県（日光工場：調味料）、愛知県（小鈴谷工場：しょうゆ、みそ、つゆたれ、大谷工場：清酒）、香川県（小豆島工場：調味料全般）、徳島県（徳島工場：奈良漬など）にあわせて5つの工場を有しております。今回の設備投資（300百万円）により、小豆島工場の減塩設備増強や日光工場のパウチ充填設備、小豆島工場小鈴谷工場の小物ラインの充填設備などの設備強化や老朽化による設備更新など品質低下を防ぎ品質の安定と向上への投資を行いました。

## ② 運転資金（仕入代金）

流通事業（株式会社アルカン）はクリスマスに、また、生産事業（盛田株式会社）はお歳暮等の需要増加により第3四半期の12月に売上が大幅に増加する季節変動性があります。よって、当該仕入れ代金が増加する11月の支払いに充当いたしました。

## ③ 販売事業開発資金

メキシカンファストフード「タコベル」、アラン・デュカス監修のショコラ専門店「ル・ショコラ・アラン・デュカス」、オーガニックベーカリーブランド「ル・パン・コティディアン」の当社グループが日本国内で独占運営権を保有するブランドの出店費用に充当いたします。「タコベル」は2023年10月までに5店舗（10百万円）、「ル・ショコラ・アラン・デュカス」及び「ル・パン・コティディアン」は各2店舗ずつ合計4店舗（50百万円）出店をいたしました。また、株式会社アルテゴにおいてはベーグルブランド「BAGEL & BAGEL」の製造工場費用に充当いたしました。（20百万円）。その他、大分県に本社を置く和洋菓子製造メーカーの株式会社菊家と海外企業との洋菓子ブランドにおける合弁事業の出店資金に10百万円充当いたしました。

## ④新規事業投資

「2. 募集の目的及び理由（1）資金調達の主な目的」で記載をいたしましたとおり、当社は2021年1月からトップアスリートを中心にスポーツ愛好家まで幅広いお客様の身体機能・身体能力を高めることを目的に設立されたパフォーマンス開発機関であるドームアスリートハウス事業を譲り受け、健康増進に関する新規事業（ウェルエイジング事業）を開始いたしました。同事業を承継した当社の子会社である株式会社DAHは、ウェルエイジング事業の中核施設となるトレーニングジム「ドームアスリートハウス」の設備投資資金に充当しております。

### ・本資金調達における資金使途について

本新株予約権の処分及び処分予定先による本新株予約権の行使によって調達する差引手取概算額は合計約1,502百万円となる予定であり、具体的には次の使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①生産事業設備投資等	900	2022年10月 ～2023年10月
②運転資金（仕入代金）	500	2022年10月 ～2023年10月
③新規事業投資	102	2022年10月 ～2023年10月

（注）1. 上記資金使途は2023年10月までの予定を記載したものであり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途については、変更される可能性があります。また、市場における当社株価や出来高等の動向等によっては、本新株予約権の全部又は一部が行使されず、その結果十分な資金を調達できない場合もあります。調達することができなかった場合には、上記①、③、②の優先順で充当する予定であり、不足分について自己資金

又は他の資金調達により充当するか否かについては現時点では未確定であります。

2. 支出時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用保管する予定であります。
3. 本新株予約権の行使により調達された資金のうち、120百万円（追加社債を発行した場合は合計320百万円まで）については、本社債及び追加社債の償還資金として充当される予定です。もっとも、当該社債の発行により調達された資金は、上記の具体的な使途のうち実施時期が早い事項に充当される予定のため、上記においては本新株予約権の行使により調達される資金の実質的な使途を記載しています。本社債及び追加社債の詳細については、上記「1-3. 本社債の概要」及び「※本資金調達の特徴」をご参照下さい。

当社は、上記表中に前回同様の理由で記載のとおり資金を充当することを予定しております。各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

#### ① 生産事業設備投資等

九州乳業株式会社は大分県に本社を置く乳製品メーカーです。ヨーグルトやノンデイリーなど今後成長が見込まれる利益率の高いライン増設を主な目的とした設備投資（500百万円）を実施する予定です。

盛田株式会社は1665年創業の家庭用及び業務用のNB/PBしょうゆ・つゆたれ・みりんなどの調味料や清酒メーカーであり、栃木県（日光工場：調味料）、愛知県（小鈴谷工場：しょうゆ、みそ、つゆたれ、大谷工場：清酒）、香川県（小豆島工場：調味料全般）、徳島県（徳島工場：奈良漬など）にあわせて5つの工場を有しております。今回の設備投資（400百万円）により、小豆島工場の減塩設備増強や日光工場のパウチ充填設備、小豆島工場小鈴谷工場の小物ラインの充填設備などの設備強化や老朽化による設備更新など品質低下を防ぎ品質の安定と向上を企図しております。

#### ② 運転資金（仕入代金）

流通事業（株式会社アルカン）はクリスマスに、また、生産事業（盛田株式会社）はお歳暮等の需要増加により第3四半期の12月に売上が大幅に増加する季節変動性があります。よって、当該仕入れ代金が増加する11月の支払いに充当をいたします。

#### ③ 新規事業投資

「2. 募集の目的及び理由（1）資金調達の主な目的」で記載をいたしましたとおり、当社は2021年1月からトップアスリートを中心にスポーツ愛好家まで幅広いお客様の身体機能・身体能力を高めることを目的に設立されたパフォーマンス開発機関であるドームアスリートハウス事業を譲り受け、健康増進に関する新規事業（ウェルエイジング事業）を開始いたしました。同事業を承継した当社の子会社である株式会社DAHは、ウェルエイジング事業の中核施設となるトレーニングジム「ドームアスリートハウス」の設備投資資金に充当をする予定です。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行及び処分予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2） 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、①新型コロナウイルス感染症の影響が今後も継続する場合においても安定的な事業運営が可能な現預金の確保及び自己資本の改善、②生産事業において今後成長が見込め利益率の高い商品群の開発や製造に係る設備投資、③販売（外食）事業においては世界的に高いブランド価値を有する商品や店舗の開発、④ウェルエイジング事業の強化などを行う予定であることから、今回の資金使途は株主価値の向上に資する合理的であると判断しております。

## 5. 発行条件等の合理性

### （1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の払込金額の決定に当たり、本新株予約権の発行要項及び本第三者処分契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町1-11-28、代表者：能勢 元）に依頼しました。

当社は、当該算定機関が下記的前提条件を基に算定した評価額（本新株予約権は1株当たり2.78円）を参考に、処分予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を、本新株予約権の評価額と同額としました。当該算定機関は、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社取締役会による本新株予約権の処分決議日前取引日の市場環境、当社の資金調達需要、処分予定先の株式処分コスト、権利行使行動及び処分予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（当社普通株式の株価（347円）、当社普通株式のボラティリティ（23.29%）、予想配当率（1.15%）、無リスク利子率（-0.137%）、処分予定先は株価が権利行使価額を上回る場合に出来高の一定割合の株数の範囲内で随時権利行使及び売却を行うこと等を含みます。）を置き本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が本新株予約権の公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると判断しております。また、本新株予約権の処分価額の決定に当たっては、算定機関における算定結果を参考に、処分予定先との間での協議を経て、当該算定結果と同額と決定されているため、本新株予約権の処分価額は、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名（うち社外監査役2名）から、監査役全員一致の意見として、上記算定根拠に照らした結果、本新株予約権の行使価格やディスカウント率など処分条件が適正かつ妥当な価額である旨の取締役会の判断について、適法である旨の意見を得ております。

### （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数は、4,807,500株（議決権数48,075個）であり、今回の資金調達により、2022年3月31日現在の発行済株式数46,062,136株に対して最大10.43%（小数点以下第3位を切り捨て）の希薄化が生じます。また、総議決数453,698個に対し、最大10.60%（小数点以下第3位を切り捨て）議決権比率が低下いたします。



しかしながら、当社は本新株予約権の処分及び処分予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述の資金使途に充当することで、①新型コロナウイルス感染症の影響が今後も継続する場合においても安定的な事業運営が可能な現預金の確保及び自己資本の改善、②生産事業において今後成長が見込め利益率の高い商品群の開発や製造に係る設備投資、③ウェルエイジング事業の強化などを行う予定であることから、今回の資金調達は、これに伴う希薄化を考慮しても、既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

また、本新株予約権の目的である当社普通株式数4,807,500株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は37,531株であり、一定の流動性を有していることから、本新株予約権の処分は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

#### 6. 処分予定先の選定理由等

(1) 処分予定先の概要処分予定先の概要及び当社と処分予定先との間の関係は、別途時点を明記していない限り本プレスリリース提出日現在におけるものであります。

(1)	名 称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
(2)	所 在 地	Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia
(3)	代表者の役職・氏名	会長 G.R. スティーブン (G.R. Stevens AC) CEO S. グリーン (S. Green)
(4)	事 業 内 容	商業銀行
(5)	資 本 金	9,562 百万豪ドル (879,704 百万円/2022年3月31日現在)
(6)	設 立 年 月 日	1983年4月26日
(7)	発 行 済 株 式 数	普通株式 674,817,171 株 (2022年3月31日現在)
(8)	決 算 期	3月31日
(9)	従 業 員 数	17,209 人 (マッコーリー・グループ) (2022年3月31日現在)
(10)	主 要 取 引 先	個人及び法人
(11)	主 要 取 引 銀 行	—
(12)	大株主及び持株比率	Macquarie B.H.Pty Ltd, 100%
(13)	当事会社間の関係	
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。

	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
	連結純資産	940,262百万円	1,187,283百万円	1,515,780百万円
	連結総資産	14,945,328百万円	18,293,297百万円	29,494,618百万円
	1株当たり連結純資産	1,482.22円	1,466.28円	1,759.74円
	連結純収益	407,907百万円	590,098百万円	805,975百万円
	連結営業利益	125,241百万円	193,859百万円	309,348百万円
	連結当期純利益	97,351百万円	141,387百万円	229,206百万円
	1株当たり連結当期純利益	159.12円	222.88円	350.15円
	1株当たり配当金	0.00円	66.49円	0.00円

(注) 上記の「最近3年間の経営成績及び財政状態」に記載の金額は、便宜上、2020年3月期は、2020年3月31日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=66.09円、2021年3月期は、2021年3月31日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=84.36円、2022年3月期は、2022年3月31日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=92.00円に換算し記載しております。

※ 処分予定先であるマッコリー・バンク・リミテッドは、マッコリー・ビーエイチ・ピーティーフワイ・リミテッドの100%子会社であり、マッコリー・ビーエイチ・ピーティーフワイ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所（ASX）に上場し、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA（Australian Prudential Regulation Authority）の監督及び規制を受けておりますマッコリー・グループ・リミテッドの100%子会社であります。また、マッコリー・グループは、金融行為規制機構（Financial Conduct Authority）及び健全性監督機構（Prudential Regulation Authority）の規制を受ける英国の銀行であるマッコリー・バンク・インターナショナルも傘下においております。日本においては、マッコリーの関連会社であるマッコリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、マッコリーの属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社はマッコリーの担当者との面談によるヒアリング及びAPRAホームページ、マッコリーのアニュアルレポート等で確認しております。また、マッコリー、マッコリーの役員及び主要株主が同社及びその役員が反社会的勢力ではないことについて、マッコリーからその旨を証する書面を受領し確認しております。以上から、マッコリー並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

## (2) 処分予定先を選定した理由

当社は、本件新株予約権の行使の方針等について、より効果的かつ機動的に資金調達を行うことが重要であり、その折に、資本政策にあたり資本性調達手段について検討した結果、本新株予約権のスキームが

既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす有効なファイナンス手法であると判断し、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること等を総合的に勘案し、マッコーリーを処分予定先として本新株予約権による資金の調達を決定いたしました。

### (3) 処分予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、当社と処分予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。処分予定先と締結する本第三者処分契約において、本新株予約権の処分の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められております。また、処分予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の口頭による報告を受けております。

当社はマッコーリーとの間で、①本新株予約権の行使期間の満了日、②当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、③当社がマッコーリーの保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び④本契約が解約された日のいずれか先に到来する日までの間、当社は、マッコーリーの事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならないことを合意する予定です。但し、①本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付、②株式分割又は株式無償割当てに伴う当社の株式の交付、③吸収分割、株式交換及び合併に伴う当社の株式の交付、④当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合（当該ストック・オプションの行使により株式を発行する場合を含む。）、及び⑤当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。）を除きます。

また、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、暦月の1ヶ月間において割当日の上場株式数の10%を超える行使を行わないこと（当社が本新株予約権とは別のMSCB等（同規則に定める意味を有する。以下同じ。）で当該MSCB等に係る新株予約権等の行使請求期間が本新株予約権と重複するものを発行する場合には、暦月の1ヶ月間において本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、同じ暦月において当該MSCB等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものとする。）について、本新株予約権のマッコーリーによる行使を制限するよう措置を講じる予定であります。なお、今回の措置については2021年10月29日に株式会社SBI証券に発行した第9回新株予約権（行使価額修正条項付）を基準としております。

### (4) 処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は処分予定先の2022年3月期のアニュアルレポート（豪州の2001年会社法（英語：Corporation Act 2001）に基づく資料であり、2022年3月31日現在の処分予定先単体の現金及び現金同等物が64,678百万豪

ドル（円換算額：5,950,376百万円、参照為替レート：92.00円（株式会社三菱UFJ銀行2022年3月31日時点仲値））を確認しており、また、処分予定先からのヒアリングにより、本日現在に至るまでの間に当該財務状況に大きな変動がないことを確認しております。従って、本新株予約権の処分に要する資金（約18百万円）及び本新株予約権の行使に要する資金（約1,500百万円）の財産の存在について確実なものとして判断しております。

#### （５）株券貸借に関する契約

本新株予約権の処分に伴い、処分予定先は、当社株主より当該普通株式について借株を行う予定です。処分予定先は、処分予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け以外を目的として、当社普通株式の借株は行いません。

#### 7. 処分後の大株主及び持株比率

募集前（2022年3月31日現在）		
氏名	持株数（株）	持株比率
H S I グローバル株式会社	10,992,896	23.86
株式会社神明ホールディングス	3,241,500	7.03
株式会社 S A K E アソシエイツ	2,301,509	4.99
アサヒビール株式会社	1,757,200	3.81
株式会社M&T	766,290	1.66
檜垣 周作	593,363	0.96
鈴木 成和	381,446	0.82
ワイエスフード株式会社	199,300	0.43
オリエンツビルデベロップメント6号株式会社	192,786	0.41
株式会社エイチウィル	165,300	0.35

（注）1. 本新株予約権の処分予定先については長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

2. 「持株比率」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

#### 8. 今後の見通し

今回の調達資金を、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することにより、事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化を図ることが可能となり、結果として当社グループの中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与するものと考えております。また、今回の資金調達による2023年3月期の当社の業績に与える影響は軽微であります。開示すべき事項が発生しましたら速やかにお知らせいたします。

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の処分は、自己新株予約権の処分ではありますが、新規発行と同等と考えたとしても、①希薄化率が合計25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

#### 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：千円）

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
売上高	80,871,361	69,619,945	70,734,273
経常利益又は経常損失（△）	217,556	△1,503,143	△827,739
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）	1,689,146	△2,558,103	△1,884,159
1株当たり純資産額（円）	283.24	221.57	151.47
1株当たり配当額（円）	4.00	4.00	4.00
1株当たり当期純利益又は当期純損失金額（△）（円）	40.30	△61.05	△43.55

##### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2022年3月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	46,062,136株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	4,807,500株	10.43%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

（注）上記潜在株式は、全てストック・オプションによるものです。

##### (3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	46,062,136株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	4,807,500株	10.43%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	4,807,500株	10.43%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。

(注) 上記発行済株式数は 2022 年 3 月 31 日現在のものです。上記潜在株式数は、本新株予約権に係る潜在株式数です。

(4) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	2020 年 3 月期	2021 年 3 月期	2022 年 3 月期
始 値	395 円	331 円	336 円
高 値	431 円	390 円	410 円
安 値	303 円	290 円	298 円
終 値	336 円	365 円	310 円

(注) 各株価は、東京証券取引所 JASDAQ 市場におけるものであります。

② 最近 6 ヶ月間の状況

	2022 年 3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
始 値	340 円	323 円	316 円	326 円	331 円	340 円	343 円
高 値	340 円	323 円	325 円	333 円	340 円	344 円	349 円
安 値	316 円	312 円	316 円	322 円	330 円	338 円	341 円
終 値	322 円	317 円	324 円	331 円	340 円	343 円	347 円

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。

2. 2022 年 9 月の株価については、2022 年 9 月 15 日現在で表示しております。

③ 処分決議日前取引日における株価

	2022 年 9 月 15 日
始 値	346 円
高 値	349 円
安 値	346 円
終 値	347 円

(5) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第 9 回新株予約権 (行使価額修正条項付)

(1) 割当日	2021 年 10 月 29 日
(2) 発行新株予約権数	83,000 個
(3) 発行価額	総額 36,603,000 円
(4) 発行時における調達 予定資金の額	3,232,703,000 円

(5) 割当先	株式会社SBI証券
(6) 募集時による潜在株式数	8,300,000個（新株予約権1個につき100株）
(7) 現時点における行使状況	行使済株式数 3,492,500株 （残新株予約権数 48,075個）
(8) 現時点における調達した資金の額	1,020百万円（差引手取金概算額：1,004百万円）
(9) 発行時における当初の資金使途	① 生産事業設備投資等 2,000百万円：2021年11月～2023年10月 ② 運転資金（仕入代金） 632百万円：2021年11月～2023年10月 ③ 販売事業開発資金 500百万円：2021年11月～2023年10月 ④ 新規事業資金 100百万円：2021年11月～2023年10月
(10) 現時点における充当状況	① 生産事業設備投資等 800百万円：2021年11月～2022年8月 ② 運転資金（仕入代金） 100百万円：2021年11月～2022年8月 ③ 販売事業開発資金 90百万円：2021年11月～2022年8月 ④ 新規事業資金 14百万円：2021年11月～2022年8月

・第三者割当による新株式発行

① 払込期日	2022年2月25日
② 調達資金の額	金93,369,600円（差引手取概算額）
③ 発行価額	1株につき288円
④ 募集時における発行株式数	45,194,174株
⑤ 当該募集による発行株式数	324,200株
⑥ 募集後における発行済株式数	45,532,375株
⑦ 割当先	アサヒビール株式会社
⑧ 発行時における当初の資金使途	設備投資及び運転資金
⑨ 発行時における支出予定時期	2022年3月期

⑩ 現時点における充当状況	2022年3月期及び2023年に全額充当しています。
---------------	----------------------------

・第三者割当による新株式発行

① 払込期日	2022年3月25日
② 調達資金の額	金 93,388,000 円（差引手取概算額）
③ 発行価額	1株につき 296 円
④ 募集時における発行株式数	45,709,175 株
⑤ 当該募集による発行株式数	315,500 株
⑥ 募集後における発行済株式数	46,024,675 株
⑦ 割当先	株式会社神明ホールディングス
⑧ 発行時における当初の資金使途	運転資金
⑨ 発行時における支出予定時期	2022年3月期
⑩ 現時点における充当状況	2022年3月期に全額充当しています。

以 上



(別紙1—1) 発行当初の発行要項

株式会社 J F L Aホールディングス

第9回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称  
株式会社 J F L Aホールディングス第9回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)
2. 申込期間  
2021年10月29日
3. 割当日  
2021年10月29日
4. 払込期日  
2021年10月29日
5. 募集の方法  
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を株式会社 S B I 証券に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 8,300,000 株とする (本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数 (以下「割当株式数」という。) は 100 株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額 (以下に定義する。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者 (以下「本新株予約権者」という。) に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数  
83,000個
8. 各本新株予約権の払込金額  
金441円 (本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 4.41円)

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初387円とする。

10. 行使価額の修正

第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が194円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役、執行役員、使用人、及び従業員を対象とする株式報酬制度に基づき交付する場合、並びに会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を、行使価額調整式の「新発行・処分普通株式数」とものみならずして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)

① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）、その他の証券又は権利の全てが当初の条件で転換、交換、又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えた数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。また、本項の他の規定にかかわらず、本項の規定に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく下限行使価額の修正が効力を生じる日と一致する場合には、当社は、必要な下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間  
2021年11月1日から2023年10月31日までとする。
  13. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
  14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
  - (2) 当社は、2023 年 10 月 31 日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
  - (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第 273 条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
  - (4) 当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
  - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
17. 新株予約証券の不発行  
当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。
18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由  
本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株

式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金441円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、2021年10月12日の終値に相当する金額とした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行 三田支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

(別紙1—2) 発行要項の変更

(変更部分は下線の通り)

#### 11の2. 配当による行使価額の調整

- (1) 当社は、本項(2)に定める配当を実施する場合には、次に定める算式をもって行使価額及び下限行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価}-1 \text{株当たりの配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの配当」とは、配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たりの配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (2) 「配当」とは、本新株予約権の発行後、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における本新株予約権の目的である株式の数に乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。「時価」とは、当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (3) 配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第456条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月1日以降これを適用する。
- (4) 本項の行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。

#### 14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり278円(以下「本取得金額」という。)で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、2023年10月31日に、本新株予約権1個当たり本取得金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第 273 条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権 1 個当たり 本取得金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり 本取得金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。



(別添)

2022年9月16日

各位

会 社 名 マッコーリー・バンク・リミテッド  
(Macquarie Bank Limited)  
代 表 者 名 CEO S. グリーン (S. Green)

新株予約権の取得に関するお知らせ

当社は、純投資を目的として2022年9月16日付で、株式会社JFLAホールディングスの第9回新株予約権を下記のとおり取得することを決定いたしました。

なお、本件は、金融商品取引法第167条第1項及び同法施行令第31条に規定する「公開買付けに準ずる行為として政令で定める買集め行為」に該当いたしますので、お知らせいたします。

記

取得に係る事項の内容

- |                     |   |
|---------------------|---|
| (1) 銘柄名             | 株式会社JFLAホールディングス（証券コード：3069）第9回新株予約権            |
| (2) 買付日（予定）         | 2022年9月16日<br>当社への移管予定日は2022年9月22日              |
| (3) 取得新株予約権数        | 第9回新株予約権 48,075個                                |
| (4) 目的となる普通株式数      | 第9回新株予約権 4,807,500株<br>10.60%（2022年3月31日時点の議決権数 |
| (5) 総株主の議決権の数に対する割合 | 453,698個に対する割合。小数第3位を四捨五入)                      |

以 上